

吹田市生活困窮者就労準備支援業務委託事業者選定に係る評価項目と審査基準

・評価項目、審査基準及び配点

	評価項目		審査基準	配点
1	①事業の目的及び業務内容の理解度		・現在の社会状況及び対象者の課題を踏まえ、実施要領及び仕様書に基づいた実施内容となっているか。 ・労働市場や就職困難者の現状を十分に理解しているか。	10
	事業内容の具体性と妥当性	②日常生活自立に関する支援	・社会参加に必要な生活習慣の形成や回復が図られるよう計画されているか。 ・個人の特性に応じた支援が計画されているか。	10
		③社会自立に関する支援	・コミュニケーション能力の形成や職場見学、ボランティア活動への参加、地域交流等が具体的に計画されているか。 ・利用者の社会参加を促す仕組みがあるか。	10
		④就労自立に関する支援	・継続的な就労体験の場の提供が可能な計画となっているか。 ・関係機関との連携によるフォローアップ体制が取られているか。 ・個々の職業適性を適切に分析したうえで個別支援が計画されているか。	10
		⑤就労体験の場の開拓	・就労体験の場及び就労訓練事業を行う事業者開拓が計画されているか。	5
		⑥円滑な事業推進のための取組	・一貫して事業目的にあった支援ができるよう計画されているか。 ・利用促進を図る具体的な取組が計画されているか。	5
		⑦その他のアピールポイント	・魅力的な提案内容となっているか。 ・仕様書の文言にない追加の提案も含め、内容が効果的、効率的で実現可能であるか。	5
2	事業の実施体制	⑧事業実施場所の確保について	・就労準備支援事業所は、利便性に優れ実施上適当な場所に計画されているか。	5
		⑨人員配置の妥当性	・実施内容や運営方法に沿った人員体制（事業の実施に必要な経歴、資格、経験等を有する職員の配置等）を整えているか。	5
		⑩従業員の質の向上のための取組	・職員の質の向上、個人情報保護、守秘義務及び事故対応等の必要な研修等が計画され、実施可能か。	5
		⑪事故、非常災害時の取組及び苦情対応等の体制	・対象者の安全確保と事故、緊急時に適切に対応することができるか。 ・対象者及びその家族等からの苦情、トラブル等について適切に対応することができるか。 ・規定やマニュアルにおいて担当者の役割等が明確にされており、現実に対応可能であるか。	5
		⑫個人情報保護及び守秘義務について	・個人情報保護、守秘義務の正しい理解と適正な取扱いができるか。 ・規定やマニュアルにおいて担当者の役割等が明確にされており、現実に対応可能であるか。	5
3	類似・関連業務の実績	⑬自治体等における就労支援等の実績及び関係機関との連携実績	・事業実施が十分見込まれる就労支援関連事業（無料職業紹介、障がい福祉制度の就労支援事業所等）の実績があるか。 ・関係機関（福祉・労働）との連携を円滑に行うことができるか。	10
4	価格点	⑭見積金額	・配点（10点）×（業者最低見積金額÷業者見積金額） （小数点以下、切捨てとする。）	10
	合計			100